

株式の併合に関する事後開示書面

(会社法第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 10 に定める書面)

2024年12月20日

株式会社ファンケル

2024年12月20日
横浜市中区山下町89番地 1
株式会社ファンケル
代表取締役社長執行役員CEO 島田 和幸

株式の併合に関する事後開示事項
(会社法第182条の6第1項及び会社法施行規則第33条の10に定める事後開示書類)

当社は、2024年11月29日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）における決議に基づき、2024年12月20日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたしました。

本株式併合に関し、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第182条の6第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）第33条の10に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 本株式併合が効力を生じた日（以下「効力発生日」といいます。）

2024年12月20日

2. 会社法182条の3の規定による請求に係る手続の経過

当社の株主から当社に対し、本株式併合の効力発生日までに、会社法182条の3の規定による請求は行われませんでした。

3. 会社法182条の4の規定による手続の経過

当社は、2024年11月29日付で、本株式併合に関する会社法第180条第2項各号に掲げる事項を電子公告の方法により公告いたしましたところ、会社法第182条の4の規定に基づき、以下のとおり株式買取請求がありました。

買取請求を行った株主5名（保有株式数合計13,738,782株）（併合前）

4. 本株式併合が効力を生じた時における発行済株式の総数

3株

5. その他株式の併合に関する重要な事項

- (1) 当社は、会社法第180条第2項の規定により、本臨時株主総会における決議に基づき、本株式併合を実施いたしました。
- (2) 当社株式は、2024年12月18日付で、株式会社東京証券取引所プライム市場において上場廃止となりました。
- (3) 本株式併合により、当社の株主は麒麟ホールディングス株式会社のみとなっております。

以 上